

令和5年5月1日

各町立小・中学校保護者 様

伊奈町教育委員会教育長

5類感染症への移行後の学校における
新型コロナウイルス感染症対策について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より本町の教育活動及び新型コロナウイルス感染症対策への多大なるお力添えをいただき、誠にありがとうございます。

さて、5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について、県より通知があり留意点が示されました。

伊奈町においても、このことを踏まえ、下記のとおり対応をしていきますので、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 基本的な感染対策について

(1) 平時から実施する対策

ア 健康観察

(ア) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要です。無理して登校させないようお願いします。

(イ) 児童生徒の健康状態を継続的に把握しますが、保護者の方に御協力いただいていた毎日の体温チェック・提出等は不要となります。

イ 換気の確保

(ア) 気候上可能な限り、常時換気に努めます。

(イ) 必要に応じてCO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測し、適切な換気を確保します。

(ウ) 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータや扇風機など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保します。

ウ 手洗い等の手指消毒

外から教室に入る時やトイレの後、給食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを指導します。

エ マスクの着用について

(ア) 学校教育活動においては、児童生徒及び教職員（以下、「児童生徒等」という。）に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。（マ

スクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とします。)

- (イ) マスクを外したい児童生徒が、外しやすい環境となるよう配慮します。
- (ウ) 熱中症のリスクを踏まえ、体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時（公共交通機関利用時等は除く）など場面に応じてマスクを外すよう指導します。
- (エ) 修学旅行等で通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクを着用することが推奨されます。これを踏まえ、周知等必要な対応を行います。
- (オ) 感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、そういった児童生徒にマスクの着脱を強いることのないようにします。
- (カ) 児童生徒の間でも、マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。
- (キ) 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導します。

カ 昼食・給食

- (ア) 食事前後の手洗いや適切な換気を実施するとともに、会食中は大声の会話を控え、飛沫を飛ばさないように十分に注意します。

(2) 感染流行時等に一時的に検討することが考えられる感染症対策

学校において感染が拡大、又は拡大するおそれがある状況が生じるなど感染流行時等には、一時的に活動場面に応じた感染対策を検討・実施します。

なお、対策を講じる場合は、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級や学年単位など必要な範囲及び活動にとどめるものとします。

ア マスクの取扱いについて

感染流行時等には、状況に応じて教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられますが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることがないようにします。

イ 身体的距離の確保について

感染流行時等には、状況に応じて、授業等における具体的な活動場面や使用する施設の状況等を踏まえた上で、児童生徒等の間隔を可能な範囲でとることが考えられます。その際、児童生徒等の間隔に一律にこだわるのではなく、換気を組み合わせることなどにより、状況に応じて柔軟に対応します。

ウ 活動場面ごとの感染症対策

感染流行時等には、状況に応じて、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たって、活動の場面に応じて

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- 等の対策を講じます。

伊奈町教育委員会学校教育課

TEL: 721-2111